

2021 年の賃金改定状況

今年 7 月に厚生労働省から、最低賃金改定の参考資料として、令和 3 年賃金改定状況調査結果※が発表されました。ここではこの結果から、今年の賃金改定状況をみていきます。

賃上げ実施は 40%以下

上記調査結果から、業種別の賃金改定状況をまとめると表 1 のとおりです。

2021 年 1~6 月に賃金引上げを実施した事業所割合（以下、賃上げ実施割合）は全体（産業計）で 36.3%、2020 年から 4.9 ポイント減少しました。賃金引下げを実施した事業所割合は、2020 年と同じ 1.5%です。7 月以降も賃金改定を実施しない事業所割合は、2020 年から 6.7 ポイント増加の 48.8%でした。7 月以降に賃金改定を実施する予定の事業所割合は、13.5%となりました。

業種別の 2021 年の賃上げ実施割合では、最も高いのは学術研究、専門・技術サービス業の 43.2%です。その他は 30%台の業種が多い状況です。なお、製造業以外は 2020 年より賃上げ実施割合が減少しました。7 月以降も賃金改定を実施しない割合では、宿泊業、飲食サービス業と生活関連サービス業、娯楽業が 60%を超えました。

【表1】業種別賃金改定実施状況 (%)

	1~6月に賃金引上げを実施した事業所		1~6月に賃金引下げを実施した事業所		7月以降も賃金改定を実施しない事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	
	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年
産業計	41.2	36.3	1.5	1.5	42.1	48.8	15.1	13.5
製造業	32.3	33.3	2.1	0.7	53.3	51.8	12.4	14.2
卸売業、小売業	48.1	38.8	1.5	1.2	32.6	44.6	17.7	15.4
学術研究、専門・技術サービス業	46.2	43.2	1.6	1.9	45.5	43.8	6.8	11.1
宿泊業、飲食サービス業	28.3	23.8	1.1	1.6	55.6	61.6	14.9	12.9
生活関連サービス業、娯楽業	30.7	19.7	0.9	4.2	46.4	61.7	22.0	14.3
サービス業(他に分類されないもの)	41.6	33.3	1.5	1.3	43.7	53.3	13.1	12.1

厚生労働省「令和3年賃金改定状況調査結果」より作成

※厚生労働省「令和3年賃金改定状況調査結果」

令和3年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第2回）の資料として公表された、一定の基準で抽出した全国の30人未満の15,641事業所を対象にした調査（回収率は31.9%）です。表のデータは四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。詳細は次の URL のページから確認いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19605.html

平均賃金改定率は 3%

賃金引上げ実施事業所の平均賃金改定率をまとめると、表 2 のとおりです。

【表2】賃金引上げ実施事業所の平均賃金改定率 (%、ポイント)

	2020年	2021年	増減
産業計	2.8	3.0	0.2
製造業	3.0	3.1	0.1
卸売業、小売業	2.5	2.7	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	3.7	4.4	0.7
宿泊業、飲食サービス業	3.4	2.8	-0.6
生活関連サービス業、娯楽業	3.0	2.5	-0.5
サービス業(他に分類されないもの)	3.0	3.1	0.1

厚生労働省「令和3年賃金改定状況調査結果」より作成

産業計は 3.0%で 2020 年より 0.2 ポイント増加しました。業種別では学術研究、専門・技術サービス業の 4.4%が最も高くなりました。

2021 年は全体の約 50%が賃金改定を実施せず、賃上げ実施割合も低下するなど、新型コロナウイルスの影響が賃金改定にもあらわれています。

*My K o m o n ニュースレターより引用

2021 年 9 月 ~お仕事備忘録~

9 月は台風などの発生が増える時期です。防災や安全対策の見直しを図り、万が一に備えておくことも大切です。

社会保険料 定時決定結果の反映 (9 月より)

7 月に提出された算定基礎届などに基づいて、9 月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9 月分（10 月末納付）からです。従業員の給与からの社会保険料控除（翌月控除、当月控除）については各々の取扱いをご確認ください。

地域別最低賃金の改定額の公示

10 月 1 日以降に発効される 2021 年度の地域別最低賃金が公示されます。都道府県ごとに改定額と発効年月日が異なるため、確認の上、自社の従業員について最低賃金を下回る設定になっていないかを調べるようにしましょう。

防災や安全対策の見直し

9 月 1 日は防災の日です。折りしも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。防災対策の見直し機会と捉えて、再点検しましょう。

セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！

たった 5 年で売上が 7 倍<7 億円>に！

幹部と一緒に作る！！

経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！

◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えします！

◎何でも質問 OK です！

日程 2021 年 9 月 14 日 (火)

時間 10 時~17 時 (受付 9 時 45 分~)

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000 円 (税抜) 【定員 5 名様】

*おひとり様追加毎に +5,000 円 (税抜) となります。

お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山

申し込みフォーム：

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0ziblyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit

[yxO5tG1SwwU0ziblyPjigL_Oe0V0yB](https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0ziblyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit)

[gFVwl9S7Q/edit](https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0ziblyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit)



事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

*8 月 5 日 (木) 8 月誕生会

8 月生まれの方を事務所全員で祝いました。所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や職員の日常を紹介しています！

どうぞご覧下さい。

Blog



Facebook



HP



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話 : 097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール : soumu@ideasoken.jp